

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	土庄町

## 土庄町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林水産課  
所在地 香川県小豆郡土庄町淵崎甲 1400 番地 2  
電話番号 0879-62-7007  
F A X 番号 0879-62-2400  
メールアドレス nousui@town.tonosho.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、カラス、ヌートリア、イノシシ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	香川県小豆郡土庄町 (効果的な取組みを小豆島町と実施できる場合においては小豆島町の一部を含む。)

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	野菜	43万円 0.03ha
	果樹	24万円 0.12ha
	森林	8万円 0.03ha
ニホンザル	水稲	0.3万円 0.01ha
	野菜	4万円 0.08ha
	果樹	3万円 0.03ha
タヌキ	野菜	22万円 0.04ha
カラス	野菜	19万円 0.04ha
	果樹	9万円 0.05ha
ヌートリア	水稲	14万円 0.19ha
イノシシ	水稲	94万円 1.9ha
	野菜	55万円 0.4ha
	果樹	97万円 0.6ha
カワウ	魚	50万円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

## (2) 被害の傾向

### ◎ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、農作物や植林において若芽への食害や剥皮以外に、野菜類、果実等の収穫時期や生長に合わせて広範囲にわたっている。

被害地区は、豊島地区を除く町内全域に広がっており、人里に定着している個体を捕獲する必要がある。

捕獲者からは目撃数が減ったという情報が多いが、捕獲数については、横ばいの状態が続いている。

### ◎ニホンザル

ニホンザルによる被害は、年間を通して発生しており農作物への被害がある。

被害の特徴は、農作物等の食害以外に、野菜類、果樹等の収穫時期や生長に合わせて広範囲にわたっている。

捕獲数については減少傾向にあるが、群れで出没する可能性があるので被害対策を継続する必要がある。

### ◎タヌキ

タヌキによる被害は、年間を通して発生している。

被害の特徴は、農作物の実や葉を食害される被害が多いが、野菜類やイモ類の収穫時期や成長に合わせて多岐にわたっている。

町内全域で被害があり、近年では市街地での目撃情報が多い。

### ◎カラス

カラスによる被害は、年間を通して発生している。

被害の特徴は、農作物の実に対する被害が多いが、果樹類の収穫時期や成長に合わせて広範囲にわたっている。

被害地区は町内全域に広がってきている。また生息数は横ばい傾向と考えられる。

### ◎ヌートリア

ヌートリアによる被害は、年間を通して発生している。

被害の特徴は、田植え直後の苗の食害と刈入れ前の稲の食害、野菜類、イモ類等の収穫時期に合わせて広範囲にわたっている。捕獲数については減少傾向にある。

### ◎イノシシ

イノシシによる被害は、年間を通して発生しており、農作物への被害が増加傾向にある。

被害の特徴は、野菜類、イモ類、水稻等の収穫時期や生長に合わせて広範囲にわたっているほか、農道・農業用水路等を破壊することもあり、間接的な被害を

与えることも多い。

特に豊島地区は捕獲者不足によって必要な捕獲圧がかけられていないことが懸念される。

◎カワウ

カワウによる被害は漁業関係者から魚類の捕食等の被害情報が出ている。また、生息数も増加しているものと考えられる。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
ニホンジカ	75万円	0.18ha	68万円	0.16ha
ニホンザル	7.3万円	0.12ha	6万円	0.11ha
タヌキ	22万円	0.04ha	20万円	0.04ha
カラス	28万円	0.09ha	25万円	0.08ha
ヌートリア	14万円	0.19ha	12万円	0.17ha
イノシシ	246万円	2.9ha	223万円	2.64ha
カワウ	50万円	—	45万円	—

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	小豆地区猟友会と連携して、銃器、わなによる捕獲を実施した。 補助事業を活用し、新規免許取得者の確保に努めた。 初心者狩猟講習会を開催し、狩猟免許の新規取得者の技術向上を目指した。	コロナ禍により講習会を開いた回数が少なかったため、コロナ禍が収束した際には今まで以上に鳥獣に関する会の開催が必要である。 新規で狩猟免許を取得する若い年齢層はいるが、依然として鳥獣を捕獲する年齢層は高い。若年

	土庄町鳥獣被害対策実施隊を活用して捕獲技術講習会を開催し捕獲技術の向上を図った。鳥獣に関する知識のない方にも参加できるような講習会を実施した。	層は、仕事や家庭等があるため、鳥獣に関する活動を実施することが難しいため、そのため若年層も入りやすいような体制づくりが必要である。
防護柵の設置等に関する取組	農地の周りにニホンジカ、イノシシ用の侵入防止用柵設置が進んできている。 また、大規模な侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵、電気柵、これらの複合柵）を設置している地域では成果が確認されている。	ニホンジカ、イノシシの侵入防止には効果はあるが、維持管理に経費と労力を要する。 特に大規模な侵入防止柵を整備したのちの機能が維持できていない地区が存在している。
生息環境管理その他の取組	鳥獣による農作物等の被害状況等の確認	現状、全てを把握することが難しい。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

<p>毎年増加している有害鳥獣を組織的、計画的に捕獲することにより、適正頭数での共存を図るとともに土庄町鳥獣被害対策実施隊と協力して獣害に強い地域づくりを推進する。</p> <p>◎土庄町鳥獣被害対策実施隊による捕獲等を実施するとともに獣害に強い地域づくりのための講習会を開催する。</p> <p>◎捕獲と獣害に強い地域づくりの両面による被害防止対策を推進する。獣害に強い地域づくりの一環として侵入防止柵を設置する。</p> <p>◎小豆島町と連携して一斉捕獲を行う。</p> <p>◎ニホンジカの一斉捕獲を適期に実施し、効率的な捕獲を実施し、被害の減少を図る。なお、ニホンジカ対策については、小豆島地域ニホンジカ有害鳥獣捕獲検討会で具体的な対策を検討し、実施する。</p>
---

◎イノシシ、ニホンザル、ヌートリアなどの捕獲について、わな等の器材の支援を行う。

◎獣害に強い地域づくりを実践するため、地域住民の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。

◎初心者狩猟講習会等を開催し、法令順守と狩猟免許所持者の事故防止と捕獲技術向上に努める。

◎現状、捕獲した鳥獣は土庄町が回収し埋設している。このような体制を継続することで、若年層も捕獲するきっかけの一つになるため今後も継続していく。

◎自治会等で設置した大規模な侵入防止柵は、維持管理をすることが難しい。そのため維持管理をするための費用の一部を補助するよう実施していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

土庄町鳥獣被害対策実施隊(以下、「実施隊」という)を編成して、実施隊により捕獲、捕獲の現場の確認等を実施する。

地域単位での狩猟免許取得者の確保に努め、捕獲体制を整備する。また、狩猟免許所持者の捕獲技術の向上ならび有害鳥獣捕獲に補助者として協力を希望する者の養成を目的として防除従事者養成講習会を開催して、地域の捕獲体制を整備する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ・ニホンザル タヌキ・カラス・	くくりわな、はこわなや囲いわななどの機材の整備に取り組み、捕獲技術の向上に努める。補助者を養成し、地域ぐるみの捕獲を行うように努める。

	ヌートリア・イノシシ・カワウ	また、追い払いが有効な対象鳥獣には獣害に強い地域づくりの中で取り組む。
令和6年度	ニホンジカ・ニホンザル タヌキ・カラス・ヌートリア・イノシシ・カワウ	くくりわな、はこわなや囲いわななどの機材の整備に取り組む、捕獲技術の向上に努める。補助者を養成し、地域ぐるみの捕獲を行うように努める。また、追い払いが有効な対象鳥獣には獣害に強い地域づくりの中で取り組む。
令和7年度	ニホンジカ・ニホンザル タヌキ・カラス・ヌートリア・イノシシ・カワウ	くくりわな、はこわなや囲いわななどの機材の整備に取り組む、捕獲技術の向上に努める。補助者を養成し、地域ぐるみの捕獲を行うように努める。また、追い払いが有効な対象鳥獣には獣害に強い地域づくりの中で取り組む。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
香川県第13次鳥獣保護管理事業計画・第二種特定鳥獣管理計画及び過去3カ年の捕獲実績に基づいて、被害の軽減目標達成に必要な捕獲計画数を設定し、適正かつ計画的な捕獲を実施していく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	700	700	700
ニホンザル	60	60	60
タヌキ	25	25	25
カラス	50	50	50
カワウ	50	50	50
ヌートリア	200	200	200
イノシシ	1,800	1,800	1,800

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
くくりわな及び囲いわなにより、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシを被害状況に応じて捕獲する。 はこわなにより、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、タヌキ、ヌートリアを被害状況に応じて捕獲する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃器により、ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、カラス、ヌートリア、イノシシ、カワウを被害状況に応じて捕獲する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
土庄町全域	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ・ニホンザル、イノシシ	電気柵、ワイヤーメッシュ柵（L=6,500m）	電気柵、ワイヤーメッシュ柵（L=6,500m）	電気柵、ワイヤーメッシュ柵（L=6,500m）



- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ・ニホンザル・タヌキ・カラス・ヌートリア・イノシシ・カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追い払い活動の活発化</li> <li>・侵入防止柵の適切な管理の推進</li> </ul>
令和6年度	ニホンジカ・ニホンザル・タヌキ・カラス・ヌートリア・イノシシ・カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追い払い活動の活発化</li> <li>・侵入防止柵の適切な管理の推進</li> </ul>
令和7年度	ニホンジカ・ニホンザル・タヌキ・カラス・ヌートリア・イノシシ・カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追い払い活動の活発化</li> <li>・侵入防止柵の適切な管理の推進</li> </ul>

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ・ニホンザル・タヌキ・カラス・ヌートリア・イノシシ・カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣による農作物等の被害状況等の確認・年1回、獣害防止知識の普及啓発活動</li> <li>・年1回、鳥獣被害対策指導者の育成（研修の参加等）</li> <li>・年1回、有害鳥獣防除従事者養成講習会の開催</li> </ul>
令和6年度	ニホンジカ・ニホンザル・タヌキ・カラス・ヌートリア・イノシシ・カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣による農作物等の被害状況等の確認・年1回、獣害防止知識の普及啓発活動</li> <li>・年1回、鳥獣被害対策指導者の育成（研修の参加等）</li> <li>・年1回、有害鳥獣防除従事者養成講習会の開催</li> </ul>

令和7年度	ニホンジカ・ニホンザル・タヌキ・カラス・ヌートリア・イノシシ・カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣による農作物等の被害状況等の確認・年1回、獣害防止知識の普及啓発活動</li> <li>・年1回、鳥獣被害対策指導者の育成（研修の参加等）</li> <li>・年1回、有害鳥獣防除従事者養成講習会の開催</li> </ul>
-------	------------------------------------	--

（注） 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
香川県 みどり保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に関する事務を所管</li> <li>● 狩猟や有害鳥獣捕獲によるイノシシ等の捕獲による鳥獣被害対策を推進する。</li> <li>● 「香川県イノシシ等対策連絡会議」の事務局として、イノシシ等の出没情報の集約を行い、市町・警察署・県出先機関・関係団体との情報の共有化を行う。</li> <li>● 事例分析等を行い、被害対策の改善を図る。</li> </ul> <p>&lt;緊急時の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1次受信部署から提供された情報について、県庁内関係各課及び管轄警察署に対し、情報提供を行う。</li> <li>● 現場で捕獲するための麻酔薬によるイノシシの不動化を行う。</li> </ul>
香川県農業経営課 （農業試験場病害虫防除所、農業改良普及センター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に関する事務を所管</li> <li>● 農作物被害の防止対策及び関係農業団体等との連絡調整を行うとともに、鳥獣被害防止総合対策等を実施する。</li> <li>● 農業試験場病害虫防除所、各農業改良普及センターを通じ、主として農作物への被害防止対策のための取組みを市町などと協力して行う。</li> <li>● 農作物被害の実態調査及び防止対策の企画立案を行う。</li> <li>● 関係農業団体との連絡調整を行う。</li> <li>● みどり保全課が行う事例分析への協力を行う。（地域ごとの問題点の抽出など）</li> </ul>

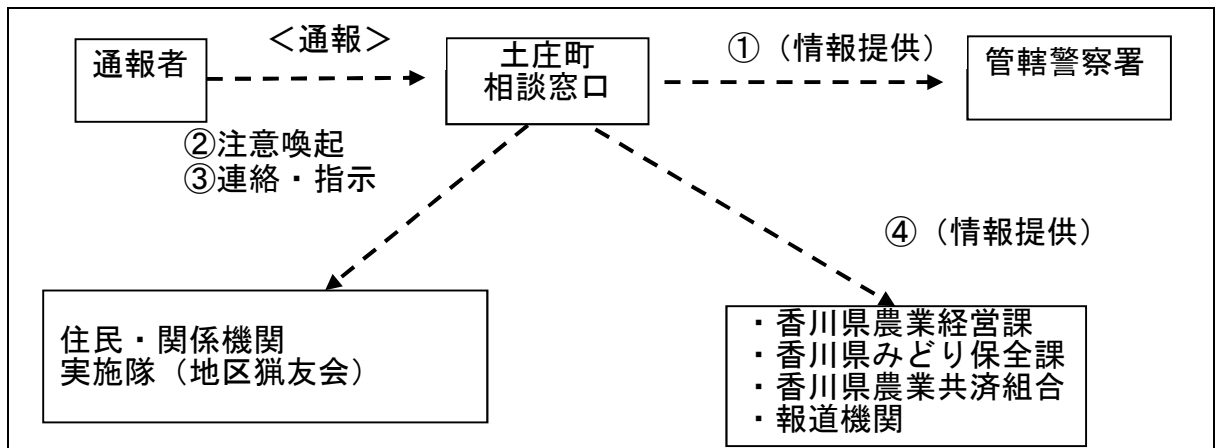
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業試験場病害虫防除所は、被害防止技術の普及啓発を行う。</li> <li>● 農業改良普及センターは、集落等への被害防止技術等の普及啓発を行う。</li> </ul>
香川県畜産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「家畜伝染病予防法」に関する事務を所管</li> </ul> <p>&lt;緊急時の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イノシシは、口蹄疫等、豚の家畜伝染病を媒介する可能性があることから、みどり保全課から通報を受けた場合は、イノシシ等の状況や出没した場所等を確認し、管轄の家畜保健衛生所に情報提供する。</li> <li>● みどり保全課が行うイノシシの不動化のために、麻酔薬の処方を家畜保健衛生所に指示する。</li> </ul>
香川県生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「食品衛生法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に関する事務を所管</li> <li>● 狩猟又は有害捕獲により捕獲されたイノシシを食肉として衛生的に処理し、活用するための食品衛生に関する技術的助言を行う。</li> </ul> <p>&lt;緊急時の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● みどり保全課から通報を受けた場合は、イノシシ等の出没した場所等を確認し、必要に応じてイノシシ等の移動が予想される周辺の保健福祉事務所等に情報提供する。</li> </ul>
香川県警察本部 (小豆警察署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民の安全を確保する</li> <li>➢ 地元市町（相談窓口）に情報を提供するとともに、情報収集を継続する。</li> <li>➢ 周辺住民への注意喚起を行い、被害の発生・拡大防止に努める。</li> <li>➢ 香川県みどり保全課へ連絡する。</li> <li>➢ 隣接警察署へ情報提供を行う。</li> </ul> <p>&lt;緊急時の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● みどり保全課から通報を受けた場合は、イノシシ等の出没した場所等を確認し、必要に応じてイノシシ等の移動が予想される周辺の警察署に情報提供する。</li> <li>● 移動が予想される方向が複数の警察署の管轄に跨る場合の調整を行う。</li> </ul>
土庄町	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管轄する県農業改良普及センター、警察署に情報を提供するとともに、情報収集を継続する。必要に応じ、隣接町への情報提供を行う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民及び関係機関（幼稚園・保育所・学校、自治会・公民館、福祉・介護関連施設、商業施設等）への注意喚起を行う。</li> <li>● 土庄町鳥獣被害対策実施隊（小豆地区猟友会）と協力し、有害鳥獣捕獲や追い払いを行う。</li> <li>● みどり保全課に情報提供するとともに、必要に応じ報道機関への情報提供を行う。</li> </ul>
土庄町鳥獣被害対策実施隊（小豆地区猟友会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係市町、警察署と連携して、被害防止のための有害鳥獣捕獲や追い払いを実施する。</li> <li>● 市街地の周辺でイノシシ等の出没の可能性が高い場所を確認した場合には、当該市町に情報を伝え、予防措置を実施する。</li> </ul> <p>&lt;緊急時の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥獣による被害の防止に関し、人身危害等の恐れがあり、緊急の必要があると町長が認めるときは、町長の指示により、直ちに出動し、パトロール、捕獲檻等の設置その他の職務に従事する。</li> </ul>
香川県農協東讃営農センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出没等の状況について農業者に伝え、予防の周知を図る。</li> <li>● 関係機関との情報共有を図り、被害防止のための営農指導等被害防止対策に協力する。</li> <li>● 農業者に対して、関係市町と連携して侵入防止柵の整備など、被害防止対策への支援を行う。</li> </ul>
香川県農業共済組合小豆出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業共済に加入している農作物の被害状況を確認し、その状況に応じた対応を行う。</li> <li>● 被害状況を取りまとめ、関係機関との情報共有を図り、被害防止対策に協力する。</li> <li>● 侵入防止柵などの施設整備を支援する。</li> </ul>

（注） 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害捕獲したものについては、町で回収し、埋設処理。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	殺処分後個体の食肉等への有効活用については関係法令に従って適切に行うときは許可する。
ペットフード	殺処分後個体のペットフードへの有効活用については関係法令に従って適切に行うときは許可する。
皮革	殺処分後個体の皮革への有効活用については関係法

	令に従って適切に行うときは許可する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	殺処分後個体の製品等への有効活用については関係法令に従って適切に行うときは許可する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施体制等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	土庄町鳥獣害対策協議会
--------	-------------

構成機関の名称	役割
香川県農業協同組合東讃営農センター	被害調査、被害対策事業推進
土庄町農業委員会	農作物被害調査、農業者への普及啓発
香川県農業共済組合高松支所 小豆出張所	農作物被害調査、被害対策事業推進
小豆地区猟友会	有害鳥獣捕獲の実施

小豆地区猟友会土庄町 わな連絡協議会	有害鳥獣捕獲の実施
土庄町森林組合	被害調査、被害対策事業推進
土庄町大鐸財産区	被害調査、被害対策事業推進
土庄町大部財産区	被害調査、被害対策事業推進
土庄町漁業振興協議会	被害調査、被害対策事業推進
各地区 鳥獣対策協議会	被害調査、被害対策事業推進
土庄町自治会連絡協議会	被害調査、被害対策事業推進
小豆島自然観察会	被害対策普及啓発
日本野鳥の会香川県支部	被害対策普及啓発
香川県 小豆農業改良普及センター	技術的助言、サポート
香川県 小豆総合事務所環境森林課	技術的助言、サポート
土庄町農林水産課	事務局

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
香川県農政水産部農業経営課	情報提供並びにその他必要な援助
香川県環境森林部みどり保全課	情報提供並びにその他必要な援助

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

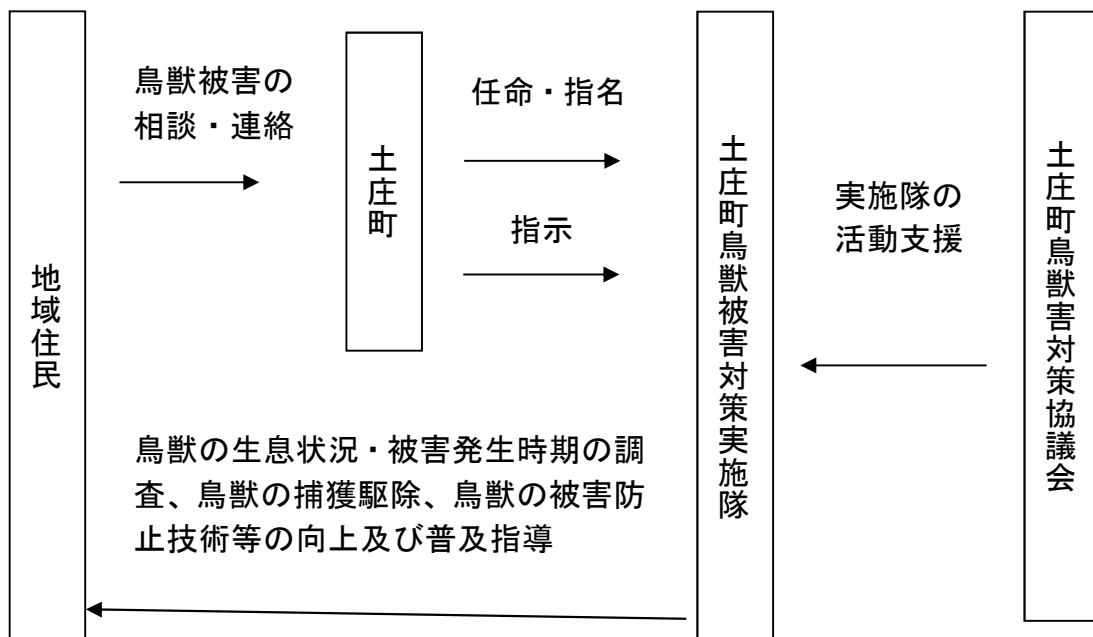
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

小豆地区猟友会会員のうち、土庄町長が被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者等を実施隊員として任命、指名し、土庄町鳥獣被害対策実施隊を組織して、鳥獣の生息状況及び被害発生時期の調査、鳥獣の捕獲駆除、鳥獣の被害防止技術等の向上及び普及指導、ならびにその他実施隊として必要な事項を行う。

### 構成





- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣捕獲に補助者として協力する者の養成を目的として有害鳥獣防除従事者養成講習会を開催して、地域の捕獲体制を整備する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。